

食品取扱マニュアル（館内）

※メインストリートで模擬店をされる団体は、「食品取扱マニュアル（屋外）」をご覧ください。

※取り扱う予定の食品が下記の注意事項を満たしているかなど、食品の取り扱いに関してご不明な点がある場合は、お早めに中実（info@machikanesai.com）までお問い合わせください。

1 メニューを決める際の注意事項（保健所の規制・指導に基づく）

- ・ 講義棟内での電気器具（冷蔵庫、電子レンジなど）の使用は原則できません。ただし、**昨年度からの変更点として電気ポットおよび電気ケトルは次項の通り使用することができます。**
- ・ **電気ポットおよび電気ケトルの使用は1団体につき1つまでとさせていただきます。また、湯についてはコーヒー・紅茶などの飲料への使用のみとさせていただきます。**
- ・ 講義棟内で食品を扱う場合、**市販の既製品に限ります。**調理を行うことは一切できません。
- ・ スナック菓子（**個包装のみ**）、缶・ペットボトル飲料は取り扱えます。
- ・ 要冷蔵の食品については、クーラーボックスなどを使用してください。
- ・ **飲料に直接入れる氷（ロックアイス）は使用できません。**
- ・ 2種類以上の飲料を混ぜることは禁止です。チューハイ・カクテルなどは既に混ぜてある状態のもの（缶、ビン等）を購入して提供してください。水割り・お湯割りも禁止です。
- ・ 手作りのもの（事前に用意したもの）は取り扱えません。ただし、コーヒー・紅茶などを作って提供することは可能です。
- ・ 使用する水は市販のものに限ります。**水道水は絶対に使用しないでください。**
- ・ **お酒を販売する場合は必ず年齢確認を行い、未成年者には絶対にお酒を販売しないでください。**またお酒の持ち運び防止のため、**缶に入ったお酒はプルタブを開けてから提供してください。**

2 「食品取扱希望用紙」について

講義棟内で食品を取り扱われる方には、保健所に提出するための「食品取扱希望用紙」を提出していただきます。**この用紙で申請した食品のみ取り扱うことができます。**各項目について、下記の注意を参考に、丁寧に記入してください。この用紙はそのまま保健所に提出するものなので、内容に不備があった場合、書き直ししていただきます。そのため、書き直しができるよう**鉛筆またはシャープペンシルで記入してください。**

この用紙を保健所に提出することで申請が完了します。申請完了後の内容の追加・変更は原則できません。そのため、食材や飲料その他トッピングなど、申請する食品の種類には余裕を持たせてください。保健所への申請が完了しましたら、中実から各団体の責任者にメールにてお知らせします。

- 企画日

11月1日・2日・3日のうち、営業を行う日程を丸で囲んでください。

- メニュー

取り扱う食品（商品）名を記入してください。**飲料も含まれます。（注：飲料については、ジュースおよびお酒の種類まで詳しく書いてください）**

良い例) オレンジジュース(ペットボトル) ビール(缶)

悪い例) ジュース お酒

- 購入場所・購入日

取り扱う食品の購入場所・日付を記入してください。

（注：購入先は〇〇スーパー△△店のように店舗名まで詳しく記載してください。）

- 販売日

食品を来場者に提供する日付を記入してください。

- 提供方法

食品を来場者に提供する方法を記入してください。例) 個包装のまま出す/紙コップに入れて出す

- 保存方法

模擬店内での食品の保存方法を記入してください。要冷蔵のものには、必ずクーラーボックス・保冷剤などを使用してください。冷蔵庫は使用できません。

- 食数（およそで構いません）

学祭期間内に販売などによって来場者に提供する予定の数量の総計をメニューごとに記入してください。例) ミニドーナツ 50 皿/お茶 100 杯

- お酒の販売の有無

模擬店でお酒を取り扱うかどうかについて、当てはまる方に丸をつけてください。

- ※ 8月3日(月)～7日(金) (12:10～12:50,16:30～18:00) の間に明道館 BOX8 まで提出してください。 期限を過ぎた場合、受け取りかねます。
- ※ 合宿等で期間内に提出できない場合は、必ず8月3日(月)までに中実までご連絡ください。
- ※ 提出された書類の返却はできないため、あらかじめ用紙のコピーをとっておくようにしてください。 記入内容について、提出後にお尋ねすることがあります。
- ※ 記入内容に変更がある場合は、早急に中実までご連絡ください。 ご相談頂いた内容や時期によっては、対応できない場合があります。

3 その他の注意事項

- ・ 1 件でも食中毒及びその疑いがある場合、以降の大学祭において食品を取り扱うことができなくなる場合があるため、保健所および中実の指導を必ず守ってください。
- ・ 食品取扱希望用紙で申請されていない食品の提供及び調理工程を行った場合は、即時中止していただきます。 中実の指示に従っていただけなかった場合は出店停止などの厳しい処置を取らせていただきます。この資料において禁止してある内容は、禁止の一例であって全てではありません。
- ・ 調理に使用する容器は任意ですが、皿はエコトレイ・リターナブル容器・紙素材のもの、紙コップを使用してください。エコトレイ・リターナブル容器は環境資源委員会が導入しています。お問い合わせは、環境資源委員会アドレス eco@osaka-univ.coop までお願いします。